

平成29年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成29年9月7日(木)

東洋町議会

余 白

平成29年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成29年9月7日(木) 午前9時00分宣告
出席議員 (9名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高島 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡いずみ 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	築地 仲音 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	吉村 容子

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 8番 西岡 尚宏 君 1番 福島 登 君

平成29年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成29年9月7日(木) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 認定第1号 平成28年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第4] 認定第2号 平成28年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第5] 認定第3号 平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第4号 平成28年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第5号 平成28年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第8] 認定第6号 平成28年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第9] 認定第7号 平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第10] 認定第8号 平成28年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第11] 認定第9号 平成28年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- [日程第12] 議案第26号 平成29年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第27号 平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第28号 平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第29号 平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第30号 平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第17] 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- [日程第18] 報告第3号 財政の健全化判断比率等の報告について

議事のでんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成29年第3回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:午前9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、決算認定9件、補正予算5件、人事1件、報告1件の計16件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成29年6月から平成29年7月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

また、平成28年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算審査意見書が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣2件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。

朝夕、秋の気配を感じる季節となってきましたけれども、日中は、まだまだ残暑厳しい日が続きそうでございます。

行政におきましても、夏の行事から運動会など秋の行事へと移行していく時期となっております。9月1日は、金婚式がございました。2日は、婦人会の方々や地域の多くの皆さまのご協力をいただきまして、本町の敬老会を盛大に開催することができました。関係者の方々に改めて感謝とお礼を申し上げます。

そして本日、平成29年9月の定例議会を招集いたしましたところ、議員全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会への提出案件でございますが、平成28年度の各会計決算の認定9件、平成29年度の補正予算案5件、人事同意案件1件、報告事項1件、合わせまして合計16件となっているところでございます。

委員会等でのご審議も含めまして、適切なご決定をお願い申し上げます。それでは、提案理由のご説明に入る前に、若干の行政報告をさせていただきます。

ふれあい高新 in 東洋町についてでございます。

3月定例会で予算化をさせていただきました。また、6月議会でも触れて参りましたが、高知新聞社主催によります、ふれあい高新 in 東洋町といたしまして、7月26日水曜日から30日日曜日までの5日間、新聞社の移動支局設置の中で、様々な企画、取組みが成功裏に終了いたしましたわけでございます。

本町に関わる様々な取組みなど、事前企画の期間も含めまして、相当の日数をかけて、連続しての特集記事が新聞に掲載され

ました。

29日の納涼祭の翌日、最終日には、円広志さんの里帰りライブコンサートと人文字により完結という企画進行の中で、町外、県外に住む、ふるさと東洋町を思っていたいただいている多くの方々に対しましても、町の現状やこれまでの取組みにつきまして、さらには、本町の人、自然、歴史などを再発見、再認識する貴重な機会ともなったと思っているところでございます。

また、新聞だけでなく、テレビ、ラジオなどにも取扱われまして、十分に、多様な形での情報発信ができましたことに、また、予想外の反響にも驚いているところでございます。

天候にも恵まれすぎたのか、大変暑い気象条件の期間ではございましたけれども、町民の皆さま方、また町外の方々、多数のご参加とご協力をいただきました。改めて感謝とお礼を申し上げます。

続きまして、阿南・安芸自動車道についてでございます。

8月30日、馬路村で開催されました安芸郡町村議員全員の研修会の中でも、講師の方からお話ございましたけれども、国土交通省四国整備局は、阿南・安芸自動車道のうち、奈半利から安芸間につきまして、計画段階評価におけます地元地域住民への意見聴取を、この9月中旬に開始するとのこととあります。野根から北川村でございますが、野根から安倉間につきましては、計画段階評価中でございます。引き続き国道493号の防災評価が継続してなされているところであります。

また、すでに、計画段階評価が終了しております、牟岐から、徳島県の牟岐ですね、牟岐から野根間につきましては、高規格道路の事業化に向けまして、都市計画・環境アセスメントの準備を行う調査と詳細ルート、構造の検討を実施中となっております。

新規事業化決定に向けましては、国の道路予算枠の確保、拡充が最重要でございますので、年末までの概算要求への財務省との折衝でありますとか、その動向を注視し、引き続き関係自治体と連携して要望活動を行って参ります。

続きまして、国民健康保険制度についてでございます。

来年度4月からは、国民健康保険の財政運営は、市町村単位から県単位へと移行されることとなっております。

県全体の国保加入者の医療費水準に必要な額を県が算定をいたしまして、市町村ごとに納付金として決定いたします。

また、県が提示する標準保険料率を参考に、市町村が保険料を決めて、徴収するという制度となります。スケジュール的にはですね、本年10月中旬頃に、納付金額の仮係数が提示をされます。納付金算定の確定係数提示は、12月下旬の予定となっております。また、県は平成30年2月議会に関連条例案改正を上程をし、市町村は3月議会に提案することとなっております。

今般の大きな改正は、国保の医療費に応じ、保険料を算定しなければならぬことにごさいます。

本町は、毎年度、医療費補てんとして、税率を引き上げず、赤字額分を一般会計から法定外繰り入れをする形です。医療費を賄いまして、黒字決算を維持して参りました。徴収率向上を優先してきた事情もあるわけですが、本町の医療費は、県内で7番目に高いとされております。所得比率は、24番目の順位となっております。

もともと、低所得者層の加入が多い国保制度となっていることから、国費のさらなる投入が必要との実態があるわけですが、本町などの補助金は3400億円ということになっておりますけ

れども、地方からの要望は5千億円ということになっておりますが、とりあえず3400億円で決着をしているというふうに聞いております。

本町などのですね、赤字団体は、その解消計画を策定しなければならぬことになっております。長年、据え置いて参りました国保税の引き上げは、激変緩和措置もございますけれども、制度改革に伴いまして、避けられない情勢と考えております。

最後に、6月定例会終了後から現時点までの応訴状況について、ご報告を申し上げます。

現在のところ、町が被告であります争訟案件は、平成22年度事業での川口地区造林事業の件、1件のみとなっております。

8月22日に第4回目の公判がございまして、結審をいたしております。判決日は、11月14日と決定をいたしております。

12月議会には、判決文やその詳細につきまして、ご報告できると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますけれども、9月定例会での行政報告といたします。

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、8番、西岡尚宏君、並びに1番、福島登君を指名します。

議長

議会運営委員長

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高島議会運営委員長。

(高島 俊彦議会運営委員長)

平成29年3月定例会議会運営委員会の報告を行います。

9月4日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日7日から9月13日水曜日までの7日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日7日の本会議散会後から、委員会及び議案審査のため休会、13日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は、一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。また、執行部の答弁時間も40分間とする。

なお、議案質疑及び一般質問については、議会会議規則第64条2の規定により、反問権を行使することができる。

議案質疑及び一般質問の通告期限は、8日金曜日午後5時までとする。

なお、人事案件については、質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決とする。

以上のように決定しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月13日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます

よって、会期は、本日から9月13日までの7日間と決定しました。

日程第3、認定第1号、平成28年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第11、認定第9号、平成28年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。

認定第1号、平成28年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成29年9月7日

提出でございます。

2ページでございます。認定第2号、平成28年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成29年9月7日提出でございます。

続きまして日程第3号、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成29年9月7日提出でございます。

認定第4号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成29年9月7日提出でございます。

続きまして認定第5号、平成28年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成29年9月7日提出でございます。

6ページでございます。認定第6号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成29年9月7日提出でございます。

認定第7号、平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成29年9月7日提出でございます。

認定第8号、平成28年度東洋町観光施設事業特別会計歳入

歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成29年9月7日提出でございます。

続きまして認定第9号、平成28年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成29年9月7日提出でございます。

提案理由でございます。認定第1号から認定第9号につきまして、一括してご報告を申し上げます。

一般会計では、収入済額は31億2969万9千円、支出済額は、27億9443万2千円、歳入歳出差引3億3526万7千円の黒字となっております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、収入済額は1917万5千円、支出済額は3億1008万2千円、歳入歳出差引2億9090万7千円の赤字となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計では、収入済額は6億1565万2千円、支出済額は6億1394万円、歳入歳出差引171万2千円の黒字となっております。

次に、介護保険事業特別会計では、収入済額は5億7492万5千円、支出済額は5億5743万4千円、歳入歳出差引1749万1千円の黒字となっております。

次に、介護サービス事業特別会計では、収入済額は1345万6千円、支出済額は1345万6千円、歳入歳出差引0円となっております。

次に、下水道事業特別会計では、収入済額は1億4228万7千円、支出済額は1億3624万2千円、歳入歳出差引では、604万5

<p>議長</p> <p>会計管理者</p>	<p>千円の黒字となっております。</p> <p>次に、簡易水道事業特別会計では、収入済額は1億880万2千円、支出済額は1億550万2千円、歳入歳出差引330万円の黒字となっております。</p> <p>次に、観光施設事業特別会計では、収入済額は6777万1千円、支出済額は5662万4千円、歳入歳出差引1114万7千円の黒字となっております。</p> <p>次に、後期高齢者医療保険事業特別会計では、収入済額は4473万3千円、支出済額は4379万5千円、歳入歳出差引93万8千円の黒字となっております。</p> <p>最後に、東洋町全会計では、収入済額は47億1650万円、支出済額は46億3150万8千円、歳入歳出差引8499万2千円の黒字となっております。</p> <p>また、平成28年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明の主要施策成果報告書を添付しておりまして、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況につきましては、決算書の364ページから367ページに掲げております。</p> <p>なお、決算の内容につきましては、会計管理者が説明をいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松会計管理者。</p> <p>(生松 克祐会計管理者)</p> <p>おはようございます。</p>
------------------------	--

<p>議長</p>	<p>それでは、私から平成28年度東洋町決算報告資料にて、決算のご説明をさせていただきます。これでございます。1ページをご覧ください。</p> <p>(決算報告資料にて説明)</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明が終わりました。ここでお諮りします。</p> <p>認定第1号、平成28年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第9号、平成28年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。</p> <p>暫時、休憩します。</p> <p>(休憩時間:9時47分)</p> <p>決算審査名簿配布</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間:9時49分)</p>
-----------	---

お諮りします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、1番、福島登君、2番、平山照生君、3番、高島俊彦君、4番、小松熙君、5番、武山裕一君、6番、小野正路君、7番、田島毅三夫君、8番、西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。場所は議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の委員が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ、直ちに議長へ提出してください。

ここで、15分間休憩します。再開は、午前10時05分で行います。

(休憩時間:9時50分)

町長	<p>決算審査特別委員会</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間:10時05分)</p> <p>決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。</p> <p>委員長、平山照生君、副委員長、福島登君、以上であります。</p> <p>日程第12、議案第26号、平成29年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件から、日程第16、議案第30号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについてまでの5件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>ご提案申し上げます。</p> <p>平成29年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月7日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>歳入歳出それぞれ1億508万4千円を追加し、予算総額を歳入</p>
----	--

歳出それぞれ32億929万2千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、町債を計上をいたしております。

歳出では、4月1日付の人事異動に伴います各課の人件費を調整をいたしております。

主な事業といたしましては、社会保障・税番号制度システム改修業務委託料、財政調整基金積立金、ふるさと創生基金積立金、出産奨励金、高齢者生活支援臨時給付金、東洋町遊休農地等有効活用事業補助金、商工持続発展支援事業補助金、東洋町商工会補助金、これは、プレミアム付商品券発行によるものです。観光物産センター改修工事費、河川海岸浸食対策事業負担金、野根海岸、木造住宅耐震改修助成事業、河内8号線道路災害復旧工事費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第27号でございます。平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月7日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ84万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億8568万8千円とするものでございます。

歳入では、療養給付費交付金、繰入金、諸収入を計上いたしております。

歳出では、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等高額療養費、償還金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第28号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月7日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ1337万6千円を追加をし、予算総額を歳入歳出それぞれ5億7973万9千円とするものでございます。

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、繰越金を計上しております。

歳出では、4月1日付の人事異動に伴う人件費、介護給付費償還金、積立金などを計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括センター事務局長が説明をいたします。

議案第29号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月7日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ41万8千円を追加をし、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2598万2千円とするものでございます。

歳入では、繰入金を計上いたしております。

歳出では、コンビニ納付に係るシステム改修委託費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

17ページでございます。日程第30号、平成29年度東洋町簡易下水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自

	<p>治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月7日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>歳入歳出それぞれ240万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億7298万6千円とするものでございます。</p> <p>歳入では、町債を計上しております。</p> <p>歳出では、耐震管路整備工事費を計上いたしております。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>先ほど、私が一括議題とした議案件数を8件と申し上げましたが、5件の間違いでありましたので、ここで訂正してお詫びを申し上げます。</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、私から議案第26号、平成29年度一般会計補正予算第2号について、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>

住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>私の方からは、議案第27号、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>補正案では、歳入歳出それぞれ84万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億8568万8千円としております。</p> <p>予算書の8ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>私の方から、議案第28号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>補正案では、歳入歳出それぞれ1337万6千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5億7973万9千円としております。</p> <p>予算書の8ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p>

それでは、私の方から議案第29号、第30号について、ご説明をいたします。

まず、議案第29号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第2号について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、下水道料金の支払いを使用者がコンビニでも行えるようにするためシステムの改修費用等による追加補正です。歳入歳出それぞれ41万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2598万2千円とするものです。

予算書の7ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第30号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について、ご説明をいたします。

今回の補正は、耐震管路整備工事の設計変更に伴い、工事費の追加補正をするものです。

歳入歳出それぞれ240万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億7298万6千円とするものです。

予算書の7ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

(今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全て終わりました。

引き続き日程第17、同意第4号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。

議長

町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第4号でございます。監査委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成29年9月7日提出でございます。</p> <p>氏名は、弘田賀軌氏、生年月日は、昭和28年2月7日生となっております。住所は、安芸郡東洋町大字白浜77番地1、任期は、平成29年9月12日から平成33年9月11日までとなっております。</p> <p>提案理由につきましては、平成29年9月11日をもって監査委員の弘田委員が任期満了となります。引き続き、弘田委員を選任したいと存じますので、よろしく願います。身上調書につきましては、別紙をご参照願います。よろしく願います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、同意第4号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。</p> <p>この採決は、無記名投票をもって行います。</p> <p>議場の閉鎖を命じます。</p> <p>ただいまの出席議員は8名であります。</p> <p>議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、小野</p>

正路君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

以上なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

6番、小野正路君、並びに7番、田島毅三夫君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成7票、反対1票。

以上のとおりであります。

よって、同意第4号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

	<p>日程第18、報告、財政の健全化判断比率の報告について、報告を求めます。</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>報告第3号でございます。</p> <p>財政の健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、ご報告を申し上げます。</p> <p>毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付して議会に報告しなければならない指標は下記のとおりでございます。</p> <p>実質赤字比率、連結実質赤字比率ともございません。実質公債費比率は、8.7パーセントとなっております。将来負担比率は、58.4パーセントとなっております。資金不足比率はございません。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>ここでお諮りします。</p> <p>冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、13日午前9時から再開したいとおもいます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p>

	<p>本日は、これにて散会します。</p> <p>どうもお疲れ様でした。</p> <p>次の本会議は13日、午前9時から8日まで、役場2階において、決算審査特別委員会を開催します。</p> <p>開会時間は、午前11時15分から始めます。</p> <p>これにて議会放送を終了いたします。</p> <p>(散会時間:10時57分)</p>
--	---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員